

◆指定介護支援事業者による指定介護予防支援に関する Q&A

	質問	回答
1	改正内容 改正の内容は。	これまでは、要支援者の介護予防サービス計画は地域包括支援センターが作成してましたが、令和6年度以降、「指定介護予防支援事業者の指定を受けた居宅介護支援事業所」が介護予防支援を行うことができるようになりました。
2	改正の対象 要支援の全プランが対象になるのですか	介護予防支援が対象です。 要支援の方でも介護予防ケアマネジメントの方や事業対象者は対象外です。 ○介護予防支援・・・「予防給付のみ」または「予防給付と総合事業の両方」のサービスを受ける方の計画の作成等 ○介護予防ケアマネジメント・・・「総合事業サービスのみ」を受ける方の計画作成等
3	利用者との関係 利用者にとっては何が変わるのか	これまでは、要支援者は地域包括支援センターとの間で契約を締結することのみ、可能でしたが、今回の改正により、指定介護予防支援事業者の指定を受けた居宅介護支援事業所と直接契約することが可能となります。
4	報酬 単位数は	①地域包括支援センターが行う介護予防支援費（Ⅰ）442 単位 ②指定居宅介護支援事業者が行う介護予防支援費（Ⅱ）472 単位 ②の場合のみ特別地域加算、中山間地域等小規模事業所加算、中山間地域等サービス提供加算の対象となります。
5	初回加算 居宅介護支援事業所が居宅介護支援を実施していた利用者が、引き続き同一の居宅介護支援事業所が指定介護予防支援事業者として介護予防支援を行う場合、初回加算を算定できるか	算定可能です。（居宅介護支援費の算定時においても同様です） 令和6年度介護報酬改正に関する Q&A VOL13（令和6年3月29日） 問6 001239248.pdf (mhlw.go.jp)

6	サービス計画作成依頼届	<p>居宅介護支援事業所が居宅介護支援を実施していた利用者が、要支援認定となり介護予防サービスに移行、引き続き同一の居宅介護支援事業所が指定介護予防支援事業者として介護予防支援を行う場合、サービス計画作成依頼届を提出しなおす必要はあるのか</p>	<p>利用するサービスが居宅介護支援から介護予防支援へと変更になるため、サービス計画作成依頼届を提出しなおす必要があります。</p>
7	地域包括支援センターとの関係	<p>今後の地域包括支援センターとの関係はかわるのか、困難事例等の相談はできるのか</p>	<p>プランや支援について相談、連携は可能です。 利用者についての相談は利用者居住地管轄の包括、プランの書き方や書類等の相談は事業所の所在地管轄の包括へご相談ください。</p>
8	重要事項説明等	<p>介護予防ケアマネジメントに変更した場合の重要事項説明や契約の取扱いについて</p>	<p>介護予防サービスを利用されていた方が、総合事業のみ利用になる等介護予防ケアマネジメントになった場合、地域包括支援センターと利用者との契約が必要になります。 あらかじめ、利用者と事業所（介護予防支援）および利用者と包括（介護予防ケアマネジメント）で連携し、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの重要事項説明を実施、介護予防支援の利用契約を締結しておくことで、ケアプランの変更時の対応がスムーズになります。 利用者の意向をふまえて行ってください。</p>